

2010年7月16日

各 位

株式会社みずほ銀行

保険新商品取扱開始について

株式会社みずほ銀行(頭取:西堀 利)は、2010年7月20日(火)より、全国の本支店で保険2商品の新規取扱を開始いたします。

今回の商品ラインアップ拡充により、お客さまの多様なニーズにお応えします。

新規にお取り扱いを開始する保険商品

1. 医療保険『新やさしいEVER(エヴァー)』

- 正 式 名 称 : 無配当<引受基準緩和型新医療保険>
- 引受保険会社 : アメリカンファミリー生命保険会社

2. 外貨建一時払終身保険『アポロ エム』

- 正 式 名 称 : 利率更改型終身保険(通貨選択型)
- 引受保険会社 : 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社

今般、取扱開始を実施する保険商品の主な特徴は以下の通りです。

(商品の内容については、別紙をご参照願います。)

1. 『新やさしいEVER(エヴァー)』の主な特徴

簡単な告知(全4項目)で加入の可否が判断可能

- ・ 所定の告知項目に該当しなければ、病気で通院・服薬中の方等、健康状態に不安がある方についてもご加入いただける可能性があります。

被保険者の契約年齢は満30歳～満80歳です。

保険料は、通常の医療保険より割増しされています。

一生涯保障

- ・ 入院や手術への備えが一生涯継続します。契約後の保険料は変わりません。
- ・ 日帰り(1日)入院から保障します。

死亡・高度障害時の保障はありません。

手術保障対象を健康保険の適用範囲まで拡大

- ・ 健康保険が適用となる約1,000種の手術を保障します(一部免責があります)。

- ・「入院ありの手術」はもちろん、「入院なしの手術」も保障します。

放射線治療給付金・先進医療一時金の給付

- ・新生物治療のために放射線治療を受けたとき、病気・ケガで先進医療を受けたとき、所定の給付金額をお支払いします。

2. 「アポロ エム」の主な特徴

一生涯の死亡保障

- ・被保険者の一生涯にわたり、死亡保障が継続します。
- ・死亡保険金額は、被保険者がお亡くなりになった日の「保障基準価格（＊）」と「解約払戻金額」の、いずれか大きい金額をお受け取りいただけます。

＊ 「保障基準価格」とは、一時払保険料を、契約日および各更改日に適用される予定利率で運用した金額をいいます。また、円建終身保険への移行日以後は、移行日の解約払戻金の円換算額を原資として、移行日および各更改日における予定利率で運用した金額をいいます。

円換算後の死亡保険金額は、外国為替相場の変動により、一時払保険料の契約時円換算額を下回る可能性があります。

選べる3種類の契約通貨

- ・米ドル、豪ドル、ユーロの3種類から、契約通貨をお選びいただけます。
- ・契約時にお申込みいただいた保険料を、契約日および各更改日に適用される予定利率で、複利運用します。
- ・予定利率は契約日から3年ごとに更改します。

予定利率は、契約日および各更改日における契約通貨により異なります。

契約時に選択いただいた契約通貨を、保険期間中に他の外貨に変更することはできません。

円建終身保険への移行機能

- ・契約日から2年経過以後であればいつでも、解約払戻金の円換算額を原資に円建終身保険に移行することができます。
- ・円建終身保険へ移行後も予定利率で複利運用します。

予定利率は、円建終身保険へ移行後も3年ごとに更改します。

円建終身保険の原資となる解約払戻金の円換算額は、外国為替相場の変動により、一時払保険料の契約時円換算額を下回る可能性があります。

契約日から10年未満に円建終身保険へ移行する場合は、所定の解約控除がかかります。

円建終身保険への移行後に解約した場合も、市場金利に連動した市場調整を行うため、解約払戻金額が一時払保険料の契約時円換算額を下回る可能性があります。

円建終身保険への移行後に、再度、外貨建終身保険に移行することはできません。

【生命保険商品の共通のご留意事項】

当行は保険の募集代理店であり、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います。保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

保険商品はお客さまと引受保険会社との間でご契約いただく商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。

引受保険会社の経営破綻等により、一時払保険料相当額の最低保証金額、死亡保険金(死亡給付金)額、積立金額、解約返戻金額、将来の年金額、入院給付金額等が削減されることがあります。

【医療保険のご留意事項】

死亡・高度障害時に保険金のお支払いはありません。

医療保険は、中途解約すると解約返戻金がない場合があります。

保険料は平準払(月払・半年払・年払)となりますので、所定の期間、保険料の払い込みがなかった場合、ご契約は失効します。

支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合など、給付金が支払われないことがあります。

健康状態等により、ご契約のお引き受けができない場合があります。

【一時払終身保険に関するご留意事項】

外貨建ての一時払終身保険をご契約の場合、保険金額や解約返戻金等が外貨建てでは一時払保険料相当額を下回っていない場合でも、為替相場の変動により、円換算した場合、一時払保険料相当額を下回ることがあります。

一時払終身保険を中途解約した場合には、経過期間・運用実績・市場価格調整・契約初期費用等により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあります。

健康状態等により、ご契約のお引き受けができない場合があります。

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以 上

『新やさしいE V E R (エヴァー)』の仕組み(イメージ図)



上記はイメージ図です。

ご契約のお取り扱い

正式名称	無配当 < 引受基準緩和型新医療保険 >
被保険者の契約年齢 (満年齢)	満30歳～満80歳
保険期間	終身
保険料払込期間	終身払のみ
コース	・入院給付金日額 10,000円コース ・入院給付金日額 5,000円コース ・入院給付金日額 3,000円コース ^(※1) ^(※1) 入院給付金日額 3,000円コースの場合の契約年齢は満60歳から満80歳となります。
疾病・災害 入院給付金	・支払額(日帰り入院から保障) 入院給付金日額×入院日数 ・支払限度 1入院60日まで、通算1,095日まで ・支払事由 病気・ケガで入院したとき 同一または関連性の高い原因(ケガは同一の原因)により、2回以上入院した場合に、退院日の翌日(ケガは事故の日)からその日を含めて180日以内に再度入院したときには、1回の入院とみなします。

手術給付金	・支払額 入院給付金日額 × 10 倍 (入院あり) 入院給付金日額 × 5 倍 (入院なし) ・支払限度 回数無制限 ただし、一部の手術については14日間に1回まで ・支払事由 健康保険が適用となる手術^(※2)を受けたとき (※2)一部、お支払の対象とならない手術があります。
放射線治療給付金	・支払額 入院給付金日額 × 10 倍 ・支払限度 回数無制限 ただし、複数回受けた場合は、施術の開始日から60日に1回限度 ・支払事由 新生物の治療目的で放射線治療を受けたとき
先進医療一時金	・支払額 入院給付金日額 × 10 倍 ・支払限度 1年間に5回まで ・支払事由 病気・ケガで先進医療を受けたとき
やさしい通院特約 (特約保険料あり)	・支払額 通院給付金日額 × 通院日数 ・支払限度 1回の通院給付金のお支払対象期間中最高30日まで、通算1,095日まで ・支払事由 病気・ケガの治療を目的として、入院後に通院した場合 追加で特約保険料が必要となります。
解約返戻金・死亡保険金 ・高度障害保険金	解約返戻金・死亡保険金・高度障害保険金はありません。

(注) 契約日から1年以内の各給付金・一時金のお支払額は50%に削減されます。

【生命保険商品の共通のご留意事項】

当行は保険の募集代理店であり、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います。保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

保険商品はお客さまと引受保険会社との間でご契約いただく商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。

引受保険会社の経営破綻等により、一時払保険料相当額の最低保証金額、死亡保険金(死亡給付金)額、積立金額、解約返戻金額、将来の年金額、入院給付金額等が削減されることがあります。

【医療保険のご留意事項】

死亡・高度障害時に保険金のお支払いはありません。

医療保険は、中途解約すると解約返戻金がない場合があります。

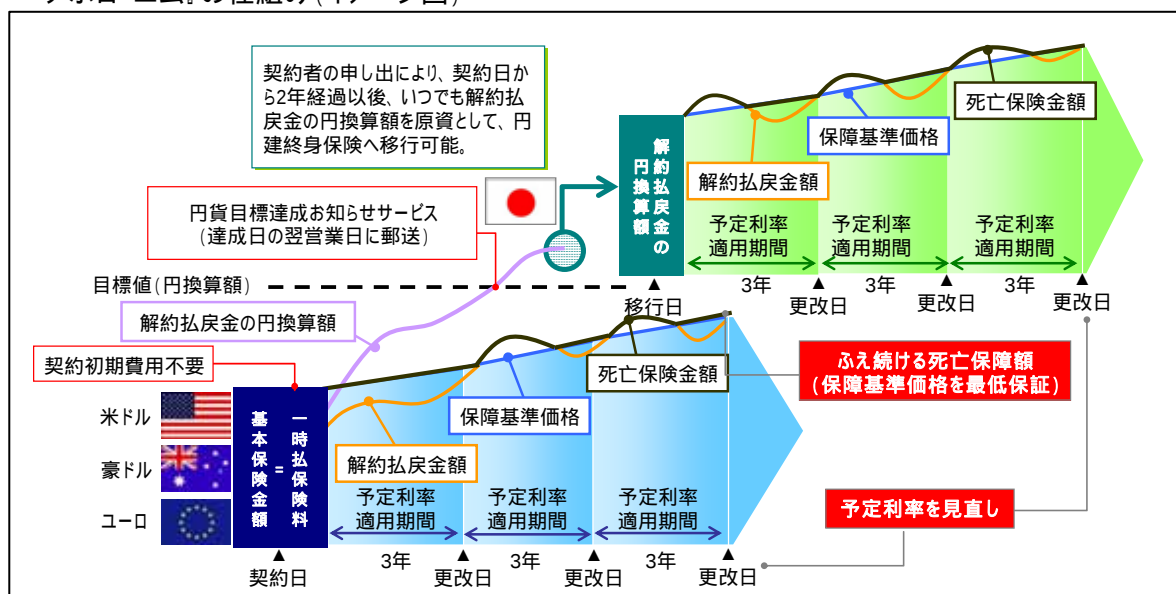
保険料は平準払(月払・半年払・年払)となりますので、所定の期間、保険料の払い込みがなかった場合、ご契約は失効します。

支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合など、給付金が支払われないことがあります。

健康状態等により、ご契約のお引き受けができない場合があります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用のパンフレットおよび「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

『アポロ エム』の仕組み(イメージ図)



上記はイメージ図です。

ご契約のお取り扱い

契約通貨		米ドル・豪ドル・ユーロ
一時払保険料		
最高保険料	米ドル	【75歳以下】 500万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のうち低い金額 【76歳以上】 100万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のうち低い金額
	豪ドル	【75歳以下】 750万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のうち低い金額 【76歳以上】 150万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のうち低い金額
	ユーロ	【75歳以下】 500万ユーロ、もしくは契約日時点の円換算額5億円のうち低い金額 【76歳以上】 100万ユーロ、もしくは契約日時点の円換算額1億円のうち低い金額
円入金特約付加の場合		【75歳以下】5億円 / 【76歳以上】1億円
最低保険料	米ドル	2万米ドル(1米ドル単位)
	豪ドル	3万豪ドル(1豪ドル単位)
	ユーロ	2万ユーロ(1ユーロ単位)
円入金特約付加の場合		200万円(100円単位)

契約年齢 (契約日における被保険者満年齢)	0 ～ 87 歳
告知・診査	不要
災害死亡割増	ありません
付加できる特約	円入金特約、円支払特約、遺族年金支払特約
契約初期費用	かかりません

【生命保険商品の共通のご留意事項】

当行は保険の募集代理店であり、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います。保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

保険商品はお客さまと引受保険会社との間でご契約いただく商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。

引受保険会社の経営破綻等により、一時払保険料相当額の最低保証金額、死亡保険金(死亡給付金)額、積立金額、解約返戻金額、将来の年金額、入院給付金額等が削減されることがあります。

【一時払終身保険に関するご留意事項】

外貨建ての一時払終身保険をご契約の場合、保険金額や解約返戻金等が外貨建てでは一時払保険料相当額を下回っていない場合でも、為替相場の変動により、円換算した場合、一時払保険料相当額を下回ることがあります。

一時払終身保険を中途解約した場合には、経過期間・運用実績・市場価格調整・契約初期費用等により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあります。

健康状態等により、ご契約のお引き受けができない場合があります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用のパンフレットおよび「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。